

議案第23号

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区営住宅を使用することができる者の範囲を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

葛飾区営住宅条例（平成9年葛飾区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項第4号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。